

伊佐市農業委員会第1回総会議事録

1. 開催日時 平成26年4月18日(金) 午前8時57分から11時31分

2. 開催場所 菱刈庁舎 3階中会議室

3. 出席委員 (20人)

会 長 21番

会長職務代理者 20番

委 員 1番 2番 3番 4番

5番 6番 8番 9番

10番 11番 12番 13番

14番 15番 16番 17番

18番 19番

4. 欠席委員 (1人)

欠 席 者 7番

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

3番委員 4番委員

第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」の意見決定について

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

議案第6号「非農地証明願」について

議案第7号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断」に係る決定について

議案第8号「農業委員会が定める別段の面積(下限面積)〔改正農地法第3条第2項題号〕」の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 農地振興係長 農地振興係書記

開始時間 午前8時 57分

事務局 長 おはようございます。只今より、平成26年度第1回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。

議長 皆さんおはようございます。
農業委員会の情勢が緊急を接していると言う事で、21日から急きよ国会の方に要請に行く事になりました。
本日は、7番委員から体調が悪い為欠席届が出されております。
本日の出席人員は20人で、規定に達しておりますので、総会は成立いたします。
本日の議事録署名委員を、指名いたします。
3番委員と4番委員に、お願いをいたします。
ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について、報告1号農地法第18条第6項の規定による通知と報告2号農業用生産施設届出につきまして報告をお願いします。

事務局 報告「農地法第18条第6項の規定による通知」につきましてご報告いたします。
資料の1～13ページになります。
農業経営基盤強化促進法による利用権の合意解約が33件、
農地法第3条の解約が4件ありましたので、ご報告いたします。

議長 報告が終わりました。
委員の皆さん質問はありませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということですので、ただいまから議案の審議にはいります。

————— 議案第1号 —————

議長 議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定

について議題といたします。

事務局の報告を求めます。

事務局

議案第1号、経営基盤強化促進法農地利用集積計画に係る意見決定のうち所有権移転分について説明いたします。

14ページをお開きください。

整理番号1番から3番につきまして、あっせんによる所有権移転です。

整理番号1番につきまして、譲渡人は、伊佐市大口山野にお住まいのUT氏です

譲受人は、伊佐市大口山野にお住まいのKM氏、年齢は66歳、自治会は石井、経営面積は119,894㎡です。

土地の所在地は、大口山野字垣内、地目は田で、面積は2,560㎡です。

整理番号2番につきまして、譲渡人は、同じく伊佐市大口山野にお住まいのUT氏です

譲受人は、伊佐市大口山野にお住まいのHT氏で、年齢は66歳、自治会は尾之上、経営面積は28,620㎡です。

土地の所在地は、大口山野字垣内、地目は田で、面積は2,669㎡です。

整理番号3番につきまして、譲渡人は、鹿児島市下荒田4丁目にお住まいのOS氏です

譲受人は、伊佐市大口宮人にお住まいのTN氏で、年齢は80歳、自治会は大住、経営面積は23,145㎡です。

土地の所在地は、大口宮人字下田、地目は田で、面積は1,398㎡です。

あっせん委員としまして、整理番号1番、2番につきましては、2番委員、6番委員に、整理番号3番につきましては、5番委員、21番委員にお願いしました。

続きまして、利用権設定につきまして説明いたします。

127-1ページの総括表をお開きください。

期間は1年から10年で、面積は、田1,100,596.91㎡、畑130,551㎡、採草放牧地35,017㎡の合計1,266,164.91㎡です。

利用権の設定をする者の数364人、設定を受ける者の数187人です。

土地の明細につきましては、15ページから127ページの整理番号1番から382番のとおりです。

皆様のご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 只今事務局の報告が終わりました。
委員の皆さんご意見、質疑はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということですので、お諮りいたします。
議案第1号の事務局の報告のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見については、決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議 長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について提案します。

議 長 整理番号1番について、担当委員の調査報告を求めます。
1番委員。

1 番 委 員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号1番を、去る4月12日に現地調査をいたしましたので1番が報告いたします。

渡し人は、鹿児島市南新町にお住まいのKMさん75歳です。

受人は、伊佐市菱刈川北にお住まいの、SNさん71歳、自治会は築地下です。

申請地は、伊佐市菱刈川北字中牟田で、地目は田、面積1,050㎡であります。

受人の経営面積は48,291㎡で、取得可能面積であります。

農業従事者は2名で、法律関係は所有権移転売買であります。

申請地の位置は、菱刈中学校より南西に300mの所です。

現況は良く管理された水田です。

経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまので、許可相当と思われま。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

以上で報告を終りますが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願います。

議

長

1番委員の調査報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議

長

なしということございますので、お諮りします。

整理番号1番について、1番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議

長

全員挙手。

よって整理番号1番は、許可が決定しました。

議

長

整理番号2番について、担当委員の調査報告を求めます。

2番委員。

2番委員

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号2番について、去る4月14日に現地調査を行いましたので2番が報告いたします。

申請人MHさんは、伊佐市大口小木原に居住され、自治会は春村、年齢は61歳です。

渡し人、SRさんは、伊佐市大口小木原に居住され、自治会は春村、年齢は78歳であります。

申請地は、伊佐市大口小木原字市田、地目は畑、地籍は254㎡で、所有権移転売買であります。

受け人の経営面積は147,569.87㎡で、取得可能面積であります。

農業従事者は3名で、通作距離は、自宅横に位置しています、現況は作物を栽培されていまない畑です。

経営意欲もあり、農機具等は全て完備されております。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いまして私の報告を終りまます。

議 長

2番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということございまますので、お諮りしまます。
整理番号2番について、2番委員の調査報告のとおり、許可すること
に賛成の委員の挙手を求めまます。
(全員挙手)

議 長

全員挙手。
よって整理番号2番は、許可が決定しまました。

議 長

整理番号3番について、担当委員の調査報告を求めまます。
4番委員。

4 番 委 員

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち
整理番号3番について、去る4月16日に、現地調査いたしまましたので
4番が報告いたしまます。

申請人、NKさんは、伊佐市大口金波田に居住され、自治会は金波田
上で、年齢は65歳です。

渡し人、EKさんは、伊佐市大口金波田に居住され、自治会は金波田
下で、年齢は79歳です。

申請地は、伊佐市大口堂崎字坂ノ下、他1筆で、地目は田、地籍は合
計2,001㎡で、売買であります。

受け人の経営面積は、7,697㎡で、取得可能面積であり、農業従
事者は2名で、通作距離は自宅よりは50m位の所にあり、現況は良く
管理された農地で、経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当し
ないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。
委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終ります。

議 長 4番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号3番について、4番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号3番は、許可が決定しました。

議 長 整理番号4番について、担当委員の調査報告を求めます。
5番委員。

5 番 委 員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号4番について、去る4月14日に現地調査を行いましたので、5番が報告いたします。

譲受人NRさんは、大口宮人に居住され、自治会は大住で、年齢は53歳であります。

譲渡人、IYさんは、大口山野に居住され、自治会は尾之上で、年齢は81歳であります。

受人のNRさんとは、親子関係であります。

申請地は、伊佐市大口山野字垣内、他2筆で地目は田、地籍は合計3,057㎡で、所有権移転は、親からの贈与であります。

申請地の所在地は、IYさんの自宅の前と横にあつて、自宅前にあります2筆は良く管理された水田であります。

自宅横にあります364㎡の田んぼは転作田として野菜等を栽培してあります。

受け人の経営面積は109、664㎡で、取得可能面積であります。

農業従事者は2名で、経営意欲もあり、農機具等も完備されておりました。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終りまます。

議 長 5番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということございませんので、お諮りしません。
整理番号4番について、5番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めません。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号4番は、許可が決定しません。

議 長 整理番号5番について、担当委員の調査報告を求めません。
8番委員。

8 番 委 員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号5番を8番が報告いたしません。

申請人で譲受け人は、YTさん50歳、伊佐市大口原田に居住され、自治会は上原田です。

譲渡し人は、YRさん75歳、伊佐市大口原田に居住され、自治会は上原田です。

申請地は、伊佐市大口原田字水流の他2筆、地目は田、地籍は合計2,983㎡で、申請人の居住地から東へ500m位の所に全て位置していません。

現況は良く管理された水田であります。

受け人の経営面積は、88,045㎡で取得可能面積であり、農業従事者は2名で、所有権移転売買により経営規模の拡大です。

経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

		<p>添付書類として、全部事項証明書等が添付されております。</p> <p>委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終ります。</p>
議	長	<p>8番委員の調査報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>（「質疑なし」という声、多数あり。）</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りします。</p> <p>整理番号5番について、8番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号5番は、許可が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号6番について、担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>19番委員。</p>
19番委員		<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号6番について、去る4月16日 現地調査を行いましたので、19番が報告いたします。</p> <p>申請人、AHさんは、伊佐市大口針持に居住され、自治会は堂山で、年齢は54歳であります。</p> <p>渡し人SFさんは、伊佐市大口針持に居住され、自治会は堂山で、年齢は51歳であります。</p> <p>申請地は、伊佐市大口針持字新兵衛山の2筆で、地目は田、地籍は合計2、850㎡で、所有権移転贈与であります。</p> <p>受け人の経営面積は21、135㎡で、取得可能面積であります。</p> <p>農業従事者は3名で、通作距離は、自宅より100m位で、現況は良く管理された水田で、経営意欲もあり、農機具等も完備されておりました。</p> <p>以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。</p> <p>委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終ります</p>

	す。
議 長	<p>19番委員の調査報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りします。 整理番号6番について、19番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。 よって整理番号6番は、許可が決定しました。</p>
議 長	<p>整理番号7番・8番については譲受人が同一世帯ですので一括して報告をお願いします。担当委員の調査報告を求めます。 16番委員。</p>
16番委員	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号7番について、去る4月12日 受人、渡人、立ち会いのもと現地調査を行ないましたので16番が報告をいたします。</p> <p>申請人SHさんは、伊佐市大口金波田に居住され、自治会は金波田下で、年齢は52歳です。</p> <p>渡人は、SHさんは、伊佐市大口金波田に居住され、自治会は金波田下で、年齢は76歳で親子関係であります。</p> <p>申請地は、伊佐市大口金波田字極楽、地目は田、地籍は1,971㎡、他2筆で合計田2,767㎡、畑1,651㎡で贈与であります。</p> <p>受人の経営面積は10,747㎡で、取得可能面積であります。</p> <p>農業従事者は2名で、通作距離は、畑は自宅の南側、田んぼは1キロ位の所になりいずれも良く管理されていきました。</p> <p>また、経営意欲もあり農機具等は全て完備されておりました。</p> <p>添付書類として全部事項証明書・字図等全て揃っております。</p> <p>以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p> <p>委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、報告を終わります。</p>

つづきまして、整理番号8番について報告いたします。

申請人SRさんは、伊佐市大口金波田に居住され、自治会は金波田下で、年齢は49歳です。

渡人は、TMさんは、伊佐市大口田代に居住され、自治会は田代で、年齢は79歳で親子関係であります。

申請地は、伊佐市大口田代字仮屋、地目は畑、地籍は450㎡、他2筆で合計1,133㎡、贈与であります。

受人の経営面積は10,747㎡で、取得可能面積であります。

農業従事者は2名で、通作距離は7キロ位の所で良く管理されてきました。

また、経営意欲もあり農機具等は全て完備されておりました。

添付書類として全部事項証明書・字図等全て揃っております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、報告を終わります。

議 長 16番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号7番、8番について、16番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めまます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号7番、8番は、許可が決定しました。

議 長 整理番号9番、10番については、譲受人が同一人ですので一括して報告をお願いしまます。担当委員の調査報告を求めまます。
9番委員。

9番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号9番、10番については、譲受人が同一人のため一括して報告いたします。

去る4月16日に現地調査を行いました。

申請人FHさんは、伊佐市大口小木原に居住され、自治会は堺町で、年齢は65歳であります。

整理番号9番の渡人NTさんは、滋賀県大津市真野5丁目に居住され、年齢は56歳であります。

申請地は、伊佐市大口小木原字今内田で、地目は田、地籍は168㎡で、贈与であります。

通作距離は自宅横にあり、現況は良く管理された農地であります。

整理番号10番の渡人FGさんは、伊佐市大口小木原に居住され、自治会は堺町で、年齢は88歳であります。

申請人と渡人との関係は親子になります。

申請地は、伊佐市大口山野字豊田、他3筆で、地目は田で2筆合計面積は3,356㎡、畑で2筆合計面積は1,850㎡で、合計面積は5,206㎡で、贈与であります。

通作距離は約3キロ以内にあり、現況は良く管理された農地であります。

また、経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

受け人の経営面積は今回整理番号9番、10番で5,374㎡を取得しますので、取得可能面積であります。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、委任状、字図等が添付されております。

以上で報告を終わりますが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひします。

議 長 9番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということですので、お諮りします。
9番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めまます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。

		よって整理番号9番、10番は、許可が決定しました。
議	長	整理番号11番について、担当委員の調査報告を求めます。 14番委員。
14番委員		報告の前に取下げが1筆ありました、菱刈川北字中野の登記が宅地の面積1,376,98㎡で、申請人立会のもと現地確認を行い現況は雑種地の為、登記も宅地の為農地として認められない為申請を取下げられました。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号11番について、去る4月15日に、申請人OTさん立会のもと、現地調査いたしましたので14番が報告いたします。 申請人OTさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は67歳です。 渡し人、OYさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は64歳です。 申請地は、伊佐市菱刈川北字中野、他2筆、地目は畑、地籍は1,569㎡で、弟さんより贈与であります。 受け人の経営面積は、5,379㎡で、取得可能面積であります。 農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約5分位の所にあり、現況は良く管理された畑で、経営意欲はあり、農機具等は完備されております。 以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 添付書類として、全部事項証明書等が添付されております。 委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終わります。
議	長	14番委員の調査報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 整理番号11番について、14番委員の調査報告のとおり、1筆取下げ他3筆を許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。

		よって整理番号11番は、許可が決定しました。
議	長	整理番号12番について、担当委員の調査報告を求めます。 6番委員。
6番委員		議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号12番について、去る4月15日に申請人立会のもと、現地調査を行いましたので6番が報告いたします。 受入MYさんは、伊佐市大口小木原に居住され、自治会は小木原中で、年齢は78歳であります。 渡し人SMさんは、伊佐市大口山野に居住され、自治会は井立田で、年齢は70歳であります。 申請地は、伊佐市大口小木原字端山下、他1筆で、地目は畑で、合計面積は1,655㎡、売買で取得するものであります。 受け人の経営面積は、27,416㎡で、取得可能面積であります。 農業従事者は3名であります。 通作距離は1キロ位の所で、現況は良く管理された畑であります。 経営意欲はあり、農機具等は完備されております。 以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。 添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。 以上で報告を終わりますが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひし ます。
議	長	6番委員の調査報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということですので、お諮りします。 6番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号12番許可が決定しました。

議 長	<p>整理番号13番について、担当委員の調査報告を求めます。 15番委員。</p>
15番委員	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号13番について、去る15日に、渡し人のSMさん立会のもと、現地調査を行いましたので15番が報告いたします。</p> <p>受人HTさん、伊佐市菱刈南浦に居住され、自治会は永池で、年齢は54歳です。</p> <p>渡し人SMさんは、伊佐市菱刈南浦に居住され、自治会は永池で、年齢は83歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈南浦字前田、地目は田、面積は1,350㎡で、法律関係は所有権移転売買であります。</p> <p>受け人の経営面積は、8,762㎡で、取得可能面積であります。</p> <p>申請地の位置は永池集落内の南西に位置してほ場整備された水田であります。</p> <p>経営意欲はあり、農機具等は完備されております。</p> <p>以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。</p> <p>以上で報告を終わりますが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>15番委員の調査報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りします。</p> <p>整理番号13番について、15番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号13番は、許可が決定しました。</p>
議 長	<p>整理番号14番について、担当委員の調査報告を求めます。 3番委員。</p>

- 3 番 委 員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号14番について、去る4月12日に申請人HSさん代理人行政書士のTR氏、立会のもと、現地調査を行いましたので3番が報告いたします。
- 申請人HSさんは、伊佐市大口元町に居住され、自治会は上元町で、年齢は66歳であります。
- 譲渡人FKさんは、伊佐市大口原田に居住され、年齢は61歳で、自治会は西原であります。
- 申請地は、伊佐市大口青木字西原、地目は畑で、面積は88㎡で贈与であります、
- 受け人の経営面積は5,353㎡で取得可能面積であります。
- 農業従事者は2名で、申請者の実家の庭先であり、小菜園的な場所です。
- 経営意欲はあり、農機具等は所有されております。
- 申請地の場所は、西原神社の東側100m位に位置しています。
- 以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。
- 添付書類として、全部事項証明書、委任状、字図等が添付されております。
- 委員の皆様方のご審議方よろしく願いしまして報告を終ります。
- 議 長 3番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号14番について、3番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議 長 全員挙手。
よって整理番号14番は、許可が決定しました。
- 議 長 整理番号15番について、担当委員の調査報告を求めます。
17番委員。

- 17番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号15番について、去る15日に受人のSTさんが立会のもと現地調査を行いましたので17番が報告いたします。
- この案件は競売でありまして、裁判所からの書類が添付されております。
- 申請人STさんは、伊佐市菱刈重留に居住され、自治会は重留南で、年齢は53歳です。
- 申請地は、伊佐市菱刈重留字周防原で、地目は畑、地籍は1,722㎡であります。
- 受け人の経営面積は5,665㎡で、取得可能面積であります。
- 農業従事者は2名で、通作距離は自宅より約120mで、現況は良く管理された畑で、経営意欲はあり、農機具等は完備されております。
- 以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。
- 添付書類として、全部事項証明書、入札調書物件目録、字図等が添付されております。
- 以上で報告を終りますが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願いまして私の報告を終ります。
- 議長 17番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号15番について、17番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めまます。
(全員挙手)
- 議長 全員挙手。
よって整理番号15番は、許可が決定しました。
- 議長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について、申請件数15件について、15件の許可が決定しました。

議 長 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・用途区分変更・除外・編入申出の意見決定について、整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。

15番委員。

15番委員 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・用途区分変更・除外・編入申出の意見決定について、整理番号1番について、去る15日に現地調査を、14番委員・16番委員と私15番委員と申請者のHKさん立会のもとに行いましたので、報告いたします。

申請人HKさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は66歳であります。

申請地は、伊佐市菱刈川南字廣田他2筆で、地目は畑、面積は合計1,347㎡であります。

除外目的は、農振除外後、転用許可後太陽光発電施設を建設する予定であると言う事でした。

申請地の位置は、川内川沿いの菱刈、湧水町境500m手前に位置し北側が川内川、南側が道路、東、西側が畑で除外することで農用地の集団化、農作業の効率化への影響、担い手の利用集積に支障を及ぼす恐れ、農用地等保全施設の機能に影響を及ぼす恐れ等は有りません。

以上のような状況を3名で協議しましたが、除外はやむをえない妥当と判断いたしました。

添付書類として、全部事項証明書、その他必要書類が添付されております。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終わります。

議 長 15番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
15番委員の調査報告のとおり、意見を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。

	<p>よって整理番号1番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。</p>
議 長	<p>整理番号2番について、担当委員の調査報告を求めます。 1番委員。</p>
1 番 委 員	<p>議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・用途区分変更・除外・編入申出の意見決定について、整理番号2番について1番が報告いたします。</p> <p>調査日は、去る4月15日に調査員、20番委員・21番委員、1番委員の3人で行いました。</p> <p>申請人YMさんが立ち会われました。</p> <p>住所、鹿児島県出水市高尾野町上水流です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口宮人字笹原で、地目は畑、地籍は64㎡と笹原で、地目は田、地籍1,040㎡は植林の予定です。</p> <p>笹原と笹原地目は田、地籍1,509㎡宅地に転用予定ありますが、数年前から畜舎が建設されておりますので農振除外後転用申請をする予定です。</p> <p>申請地の位置は、宮人公民会から西南に約1キロ位に位置しておりし周囲は全て山林であります。</p> <p>除外することで農用地の集団化、農作業の効率化への影響、担い手の利用集積に支障を及ぼす恐れ、農用地等保全施設の機能に影響を及ぼす恐れ等は有りません。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、その他必要書類等が添付されています。</p> <p>調査の結果、3名の調査委員の意見において、除外はやむをえない妥当と判断いたしました。</p> <p>委員の皆様方のご審議方よろしく願いしまして報告を終わります。</p>
議 長	<p>1番委員の調査報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りします。</p> <p>1番委員の調査報告のとおり、意見を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>

議長 全員挙手。
よって整理番号2番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議長 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・用途区分変更・除外・編入申出の意見決定について、申請件数2件について、意見の決定2件が決定しました。

議案第4号

議長 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。

2番委員。

2番委員 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号1番について、調査の結果を2番が報告いたします。

去る4月15日に、3番委員と4番委員、私2番委員で、申請人UMさんのお父さん立会のもと、共同調査を行いました。

申請人UMさんは、薩摩郡さつま町湯田に居住され、仕事は自営業、年齢は41歳であります。

申請地の所在地は、伊佐市大口下殿字野頸、地目は畑、地籍は500㎡であります。

農地区分は、第2種農地でその他農地となっており転用目的は植林であります。

地目で現況では宅地介となっておりますが、一般住宅を建設するつもりで転用申請を行い平成14年4月に農地転用許可が出たものの建築まで行かず、結果竹が生えて原野化してしまいました、周囲も山林化しており耕作に不便をきたしておりヒノキを植栽したいとゆうものであります。

申請地の所在地は、羽月小学校から西へ1キロ位の位置しており東側山林、西側は市道、南側は山林、北側は畑であります。

転用目的は植林となっておりますが、隣接農地については、緩衝地を設けるなど被害防止対策をとり、被害防除に関する計画書に記載してある事を取るため支障はないものと思われま。

添付書類として、全部事項証明書、事業計画書、被害防除に関する計画書及び誓約書、資金証明書等が提出されております。

調査の結果この申請について3名で協議した結果、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終わります。

議 長 2番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということですので、お諮りします。
2番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号1番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 整理番号2番について、担当委員の調査報告を求めます。
5番委員。

5番委員 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号2番について去る15日に、6番委員、7番委員、私5番委員で共同調査を行いましたので、私5番が報告いたします。

立会人として、申請人のSMさんが出席しております。

申請人のSMさんは、伊佐市大口針持に居住され、自治会は土瀬戸、年齢は71歳であります。

申請地は、大口針持字友池で、地目は畑、地籍は810㎡です。

農地区分は、第2種農地でその他農地となっており転用目的は植林であります。

申請地の所在地は、消防団土瀬戸班詰所裏山に位置し周囲は山林に囲まれた畑であります。

鳥獣被害で耕作が困難になり植林をしたいとの申請ですが周囲に与える影響無いと思われます。

添付書類として、全部事項証明書、事業計画書、字図、平面図、配置図、被害防除に関する計画書及び誓約書等が添付されております。

調査の結果この申請については3名の調査意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方の審議方をよろしく願いまして、私の報告を終わります。

議 長 5番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
5番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号2番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、申請件数2件については、意見の決定並びに許可及び諮問2件が決定しました。
ここで、しばらく休憩します。なお、休憩時間は10分程度といたします。

- 休 憩 10時00分
- 再 開 10時10分

議案第5号

議 長 休憩前に引き続き会議を開催いたします。
議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について 整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。
8番委員。

8 番 委 員	<p>議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号1番について、去る15日に申請人立会いのもと、私8番と9番委員、10番委員で現地調査いたしましたので報告いたします。</p> <p>申請人で譲受け人は、鹿児島市真砂町にお住まいのKKさん。</p> <p>譲渡人は、伊佐市菱刈南浦にお住まいのSHさんと、伊佐市菱刈花北にお住まいのSHさんであります。</p> <p>申請地は、Sさん所有の伊佐市菱刈南浦字松峰で、地目は畑、地積は1,123㎡他1筆、Sさん所有の伊佐市菱刈南浦字松峰で、地目は畑、地積は1,056㎡他1筆で、合計3,441㎡であります。</p> <p>本申請は所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設を建設されるものであります。</p> <p>農地区分は、第2種農地その他農地で九州電力の変電所南の道路を挟んだ隣接地で現況は畑で一部果樹を植栽してあり法定小作人はありません。</p> <p>太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数は424枚、パネル設置総面積は2,209.256㎡、太陽光発電量は約127kwを予定しているそうです。</p> <p>添付書類として、土地の全部事項証明書、事業計画書、融資証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、位置図等が提出されております。</p> <p>調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしませて報告を終わります。</p>
議 長	<p>8番委員の報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>8番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号1番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。</p>

議 長 整理番号2番について、担当委員の報告を求めます。

11番委員。

11番委員 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号2番について、11番が調査の結果を報告いたします。

去る4月15日に12番委員、13番委員と私11番、そして申請人の父UK氏立会いのもと、共同調査いたしました。

申請人で譲受け人のUAさんは伊佐市大口里にお住まいで会社員32歳であります。

譲渡人は、伊佐市大口下殿にお住まいのUTさんで、年齢は83歳で自治会は下殿であります。

本申請は所有権移転売買であり、転用目的は一般住宅を建設される物であります。

申請地の所在地は、伊佐市大口下殿字権現原、地目は畑、地積は321㎡であります。

用途区分は第1種農地集団性のある農地で、10ha以上の集団性のある農地としても住宅の庭先で隣接住宅が東、南、東側にあり集落接続施設として問題ないと思いました。

申請地は市道下殿大住千より下殿権現神社入口右側で、南側市道を挟んで宅地、東側は小菜園宅地、北側も宅地、西側は道理を挟んで畑であります。

現況はきれいに耕運された畑です。

盛土を30から50センチほどして、ブロックを積み土の流出がないように、また隣接の人と連携を取り問題が生じないように努めるとの事でした。

添付書類として、土地の全部事項証明書、位置図、字図、配置図、事業計画書、被害防除に関する計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、資金証明書等が提出されております。

調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終わります。

議 長 11番委員の報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

		(「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということですので、お諮りいたします。 1 1 番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号2番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。
議	長	整理番号3番について、担当委員の報告を求めます。 1 4 番委員。
1 4 番委員		議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号3番について、去る4月15日に申請人のMTさん、行政書士のTKさん立会いのもと、1 5 番委員、1 6 番委員と私1 4 番委員の3人で、共同調査いたしましたので私1 4 番が調査の結果を報告いたします。 譲受け人は伊佐市大口里にお住まいのMTさんです。 譲渡人は、伊佐市大口里にお住まいのHRさんです。 本申請は所有権移転贈与で二人の関係は叔母にあたります。 転用目的は駐車場となっております。 申請地の所在地は、伊佐市大口大島字村屋敷、地目は畑、地積は2 7 4 m ² であります。 農地区分は、第2種農地でその他の農地となっております。 申請地の所在地は、国道2 6 7号線、玉泉院より北東に約3 0 0 mに位置しています、南、東、北、西側宅地であり周囲に与える影響は無いものと思われます。 添付書類として、土地の全部事項証明書、位置図、字図、配置図、事業計画書、被害防除に関する計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、資金証明書等が提出されております。 調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしなして報告を終わります。
議	長	1 4 番委員の報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議

長

なしということでございますので、お諮りいたします。

14番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議

長

全員挙手。

よって整理番号3番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議

長

整理番号4番について、担当委員の報告を求めます。

9番委員。

9番委員

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号4番について、去る4月15日に申請人KKさん夫婦立会いのもと、8番委員と、10番委員、私9番の3名で共同調査いたしましたので私9番が報告いたします。

譲り受人は、鹿児島市真砂町にお住まいのKKさんであります。

譲渡人は、伊佐市菱刈前目にお住まいのISさんで、自治会は五色であります。

申請地は、伊佐市菱刈前目字神之小野で、地目は畑、地積は3,669㎡であります。

本申請は所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設であります。

農地区分は、第2種農地でその他の農地となっております。

申請地の所在地は、県道447号線菱刈吉松線で、徳辺郵便局より約5キロ位行った所の五色バス停より南東へ100m位坂を登った所に位置し周りは山林で、周囲に与える影響はないと思われま。

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数は212枚、パネル設置総面積は399㎡、太陽光発電量は約63.6kwを予定しているそうです。

添付書類として、土地の全部事項証明書、事業計画書、融資証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、位置図等が提出されております。

調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終わります。

- 議 長 9番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
9番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議 長 全員挙手。
よって整理番号4番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。
- 議 長 整理番号5番について、担当委員の報告を求めます。
17番委員。
- 17番委員 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号5番について、去る15日、申請人のSYさん立会のもと、19番委員、18番委員、私17番委員の3人で共同調査を行いましたので、私17番が報告いたします。
受人は、伊佐市大口鳥巢にお住まいのSYさんで、自治会は鳥巢上あります。
譲渡人は伊佐市大口鳥巢にお住まいのNAさんで、自治会は鳥巢上あります。
本申請は、所有権移転贈与で、転用目的は一般住宅を設置するものであります。
申請地は、伊佐市大口鳥巢字宮ノ前で、地目は畑、地積は111㎡です。
農地区分は、第2種農地でその他の農地となっております。
申請地の所在地は、鳥巢公民館より北に100mに位置し、東は住宅、西は畑、北は住宅、南は田となっております。
NAさんから111㎡をもらい、家を増築してしまったという事で始末書が添付されております。
添付書類として、土地の全部事項証明書、位置図、字図、配置図、事業計画書、被害防除に関する計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、始末書等が提出されております。

		調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終ります。
議	長	17番委員の報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 17番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号5番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。
議	長	整理番号6番について、担当委員の報告を求めます。 20番委員。
20番委員		議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号6番について、去る15日に申請人の代理人行政書士YMさん立会のもと、会長、1番委員、私20番の3人で調査いたしましたので、20番が報告いたします。 受け人は、伊佐市大口白木に居住されているMSさん、年齢は60歳で、自治会は松木原であります。 譲渡人は、伊佐市大口鳥巢に居住されているSKさん、年齢は70歳で、自治会は鳥巢下であります。 本申請は所有権移転贈与で、転用目的は駐車場にするとの事です。 申請地の所在地は、伊佐市大口鳥巢字松木原で、地目は畑、面積は223㎡であります。 農地区分は、第2種農地その他農地となっております。 申請地の所在地は、松木原集会場の裏側で、東側宅地、西側宅地、南側道路、北側田であり、周囲に与える影響は無いものと思われます。 添付書類として、土地の全部事項証明書、融資証明書、位置図、字図、配置図、事業計画書、被害防除に関する計画書、被害防除に関する誓約書、委任状等が提出されております。

		<p>調査の結果この申請については3名の調査委員において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終ります。</p>
議	長	<p>20番委員の報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。 20番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。 よって整理番号6番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号7番について、担当委員の報告を求めます。 3番委員。</p>
3番委員		<p>議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号7番について、去る4月15日に申請人のAH株式会社代表取締役HTさん立会いのもと、2番委員、4番委員、3番委員で共同調査いたしましたので私3番が報告いたします。</p> <p>譲受け人は、AH株式会社は、鹿児島市上荒田町に所在する不動産業であり、代表取締役HT氏であります。</p> <p>譲渡人は、鹿児島市明和四丁目に居住のFKさんで自営業であります。</p> <p>申請地は、伊佐市大口小木原字橋ノ口、地目は畑、地積は543㎡であります。</p> <p>本申請は所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設となっております。</p> <p>太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数は168枚、パネル設置容量は49.7kwを予定しているそうです。</p> <p>農地区分は、第2種農地でその他農地となっております。</p> <p>申請地の所在地は、山野小木原のお寺浄光寺から東へ100m位に位</p>

置し、東側、西側、南側道理を挟み宅地で、北側は申請人の元の自宅で、周囲に与える影響はないものと思われま

す。添付書類として、土地の全部事項証明書、事業計画書、会社の定款、資金証明書、被害防除に関する誓約書、害防除に関する計画書、位置図、字図、平面図等が提出されております。

調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました

議長 3番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
〔「質疑なし」という声、多数あり。〕

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
3番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
〔全員挙手〕

議長 全員挙手。
よって整理番号7番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議長 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、申請7件のうち、許可及び諮問7件が決定しました。

議案第6号

議長 議案第6号 非農地証明願について、提案します。
整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。
6番委員。

6番委員 議案第6号 非農地証明願のうち整理番号1番について、去る4月15日に、申請人の体調が悪いという事で息子さん立会のもと、5番委員、7番委員、私6番委員3名で共同調査をいたしましたので6番が報告いたします。

申請人は、伊佐市菱刈荒田にお住まいのYSさん、自治会は大峰であ

ります。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字大峰、地目は畑、面積は485㎡です。
周囲の状況は、南側孟宗竹林、北側山林、東側農道、南側宅地となっ
ております。

非農地となった時期は、平成2年ごろから隣の孟宗竹がしげり耕作し
なくなったとの事です。

周囲の状況は、周りは山林化しておりました。

農地性は喪失していて、農地への復旧は困難であると3名の調査委員
とも判断をいたしました。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されてお
ります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終りま
す。

議

長

6番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議

長

なしということでございますので、お諮りします。
6番委員の報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の
挙手を求めます。
(全員挙手)

議

長

全員挙手、
よって整理番号1番は、非農地証明が決定しました。

議

長

整理番号2番について、担当委員の報告を求めます。
12番委員。

12番委員

議案第6号 非農地証明願のうち整理番号2番について、去る4月1
5日に、申請人IM代理YTさん立会のもと、11番委員、13番委員、
私12番委員3名で共同調査をいたしましたので12番が報告いたし
ます。

申請人は、伊佐市菱刈前目にお住まいのIMさん、自治会は共進であ
ります。

申請地は、伊佐市菱刈前目字星熊、地目は畑、面積は2,135㎡で

す。

申請地は、共進自治会の菱刈人権文化センターより北東に200m位で、東側は山林、南側は市道路、北、西側は雑種地であり、現地は雑木林となっていました。

農地性は喪失していて、農地への復旧は困難であると3名の調査委員とも判断をいたしました。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終わります。

議 長 12番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
12番委員の報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手、
よって整理番号2番は、非農地証明が決定しました。

議 長 議案第6号 非農地証明願は、2件申請のうち、2件の証明許可が決定しました。

————— 議案第7号 —————

議 長 議案第7号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定について

事 務 局 議案第7号 耕作放棄地の農地・非農地判断について、資料の138ページから164ページのとおり現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かについて、農業委員会の判断を求めます。

今回の審議の結果、農地に該当しないと判断した場合には、その所有

者に対し非農地通知書を発送します。

その対象地につきましては、市、法務局等の関係機関に非農地通知一覧表の送付を予定しております。

今回の判定では、平成25年12月2日付けで、伊佐市長より依頼がありました土地について、お手元にお配りしてあります資料の農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断基準に基づいて、平成26年1月から2月の間で各地区の担当委員さん方が現地調査を行っております。

調査対象地は平成22年度から24年度の農地利用状況調査において、再生利用が不可能と見込まれる荒廃農地865筆、818,203㎡です。

非農地と判定しようとするものが550筆577,897㎡になります。

今回調査対象全体の筆数においては63.5%、面積は70.6%になります。

よろしく申し上げます。

議長 今事務局から説明がありました、その補足説明を20番委員から願います。

20番委員 議案第7号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定について、現地調査をしましたので20番が報告いたします。

平成22年度から24年度の農地利用状況調査において再生利用が不可能と見込まれる荒廃農地として分類された原田、牛尾、木ノ氏、篠原地区の99筆の土地について、農地、非農地判断について、3番委員、4番委員とで現地確認等を行った結果、45筆を非農地と判断しました、その内訳は高齢化が進んでそのまま放置して竹林、原野、山林等になっている。

2番目に地主が死亡して後継者がいない。

3番目に面積が狭く隣接が分からなくなっていると言うような状況であります。

皆様方のご審議方よろしく申し上げます。

議長 つづきまして13番委員願います。

1 3 番 委 員 議案第 7 号 農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定について、現地調査をしましたので 1 3 番が報告いたします。

平成 2 2 年度から 2 4 年度の農地利用状況調査において再生利用が不可能と見込まれる荒廃農地として分類された大田、目丸、青木地区の 1 4 1 筆の土地について、農地、非農地判断について、8 番委員、1 8 番委員と現地確認等を行った結果、7 7 筆を非農地と判断しましたので、ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 つづきまして 2 番委員申し上げます。

2 番 委 員 議案第 7 号 農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定について、現地調査をしましたので 2 番が報告いたします。

平成 2 2 年度から 2 4 年度の農地利用状況調査において再生利用が不可能と見込まれる荒廃農地として分類された山野、小木原、平出水、湊辺、小川内、大島地区の 1 4 6 筆の土地について、農地、非農地判断について、6 番委員、9 番委員とで現地確認等を行った結果、6 3 筆を非農地と判断しましたので、ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 つづきまして 1 6 番委員申し上げます。

1 6 番 委 員 議案第 7 号 農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定について、現地調査をしましたので 1 6 番が報告いたします。

平成 2 2 年度から 2 4 年度の農地利用状況調査において再生利用が不可能と見込まれる荒廃農地として分類された下殿、金波田、鳥巢、白木、川岩瀬、田代、宮人、曾木、針持地区の 1 2 8 筆の土地について、農地、非農地判断について、5 番委員、2 1 番委員とで現地確認等を行った結果、8 4 筆を非農地と判断しましたので、ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 つづきまして 1 5 番委員申し上げます。

1 5 番 委 員 議案第 7 号 農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定について、現地調査をしましたので 1 5 番が報告いた

します。

平成22年度から24年度の農地利用状況調査において再生利用が不可能と見込まれる荒廃農地として分類された南浦、荒田、川南、川北、下手地区の163筆の土地について、農地、非農地判断について、11番委員、19番委員とで現地確認等を行った結果、129筆を非農地と判断しましたので、ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 つづきまして1番委員お願ひします。

1番委員 議案第7号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定について、現地調査をしましたので1番が報告いたします。

平成22年度から24年度の農地利用状況調査において再生利用が不可能と見込まれる荒廃農地として分類された前目地区の104筆の土地について、農地、非農地判断について、12番委員、14番委員とで現地確認等を行った結果、91筆を非農地と判断しましたので、ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 つづきまして10番委員お願ひします。

10番委員 議案第7号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定について、現地調査をしましたので10番が報告いたします。

平成22年度から24年度の農地利用状況調査において再生利用が不可能と見込まれる荒廃農地として分類された徳辺、花北、重留、原田、市山地区の98筆の土地について、農地、非農地判断について、7番委員、17番委員とで現地確認等を行った結果、61筆を非農地と判断しましたので、ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
（「質疑なし」という声、多数あり。）

議 長 なしということでございますので、お諮りします。

報告のとおり、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定について、非農地と判断することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手、
よって議案第7号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定について、非農地と判断することについて決定しました。

議案第8号

議長 議案8号 農業委員会が定める別段の面積下限面積改正農地法第3条第2項第5号の決定について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第8号 別段の面積「下限面積」の決定について、平成21年の農地法改正により、農業委員会が農林水産省令に定める基準に従い、市町村の区域内の全部または一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示した時は、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることになりました。

農業委員会は、毎年下限面積「別段の面積」の設定または修正の必要について審議することとなっておりますので、今年度の下限面積の設定について、ご審議をお願いしたいと思います。

資料の165ページをご覧ください。

農地法施行規則第17条第1項につきましては、経営面積が小さいと安定した収益が得にくいことや、農業的かつ安定的に継続して行われなことが予想されます。

また当市は自然的経済的条件からみて営農条件は概ね同一と認められる地域であると思われま。

次に農地法施行規則第17条第2項につきましては、下限面積未滿にしますと、耕作しやすい農地条件から小規模での新規参入が相次ぐ可能性があり、零細経営の農家を増やすことにより、農地等の農業上の効率的な利用の確保に支障をきたすことが想定されます。

以上のことから、当委員会で定めております50アールにつきまして修正が必要かどうか、ご審議をよろしくをお願いします。

議長 今、事務局で説明がありましたが、伊佐市は今まで50アール以上となっているわけですが、変更をするか、しないかを委員皆様に聴きたい

	<p>と思います。</p> <p>意見のある方は意見を申し述べてください。</p>
15番委員	はい
議長	はい15番委員
15番委員	<p>この件について毎年審議をする訳ですが、以前に意見を申し上げたわけですが、農地法施行規則第17条第2項、下限面積50アールの下限面積未滿にしますと、耕作しやすい農地条件から小規模での新規参入が相次ぐ可能性があり、零細経営の農家を増やすことに成りかねないと、今まで理由になっていた訳ですが、現状を考えた場合、伊佐地区の状況からして見て、別の産業が新規に参入してきて企業が入って来るとかは殆んど見込めない状況ですよ。</p> <p>それと立地条件を考えた場合農林業と限られた産業の中で成りたっていると思うのですが、土地のあっせんとか、売買とかの相談でなかなか売れない、相手が見つけられないとその原因は何かおわかりだと思いますが、要因の1つは高齢者と担い手がいないと言う事ですよ、担い手を育て認定農家を育てるのに下限面積を50アールにするという事はどうかと意見もありました。</p> <p>担い手農家、認定農家でこの伊佐の農地を守れるのですか、と言う事ですよね、私は不可能だと思うのです</p> <p>この農地を守る人がいないのですよ、あっせんでも苦労しています。</p> <p>その中で50アールにこだわって行って良いのかと思うのです、私はもう少し下げても良いのではないかと思います。</p> <p>逆に農業をしたいという門戸を開いて行った方が良いのではないかと思います。</p>
議長	今15番委員の意見が出ましたが、他の方の意見はないですか。
4番委員	はい
議長	4番委員
4番委員	安定的な収入が出来るかという事ですよ、この面積にこだわる必要はないと思うのですが、この面積で安定的な経営がと言う事で無く5

0アールなかや行かんとかと言う事で無く50アール無くてもやりたい人はやっても良いのではないかと、でも普通作では面積が少ないとやっていけないのは事実なのですよ。

議 長 今50アール以下でも良いのではないかと意見がありますが他に意見は無いですか。

15番委員 近隣市町村はどうなっていますか。

議 長 事務局

事 務 局 湧水町は30アール、鹿児島市は都市化ですので20アール、霧島市は50アール、始良市は30アールです。

18番委員 はい

議 長 18番委員

18番委員 私は、耕作しやすい農地条件から小規模での新規参入が相次ぐ可能性があると言う事ですがこれは良いことではないかと思うのですが、20アールでも30アールでも良いのではないかと思うので、どうしても作りたいと言う人は認めて良いのではないかと思うのですが。

小規模の所を希望される方は、田舎の方だと思うのですが、売買が激しくなるとはとでも考えられない状況じゃないのでは、それよりも少しの農地を出来るだけ耕作放棄地にならないようにと言う、考えからしたら少し面積を減らしたら農地を農地として維持出来るのではないかと。

もうひとつは、今国の施策で大規模、大規模と言う事で企業参入を認めると言う事ですが、私はもし企業参入を認めてどんどん入って来るとは考えられないですけど、もしどんどん入って来ると仮定した場合集落機能がなくなって来るのではか、大規模の経済効率だけで農業をする人たちというのは、私たちの集落は30戸しかありませんが、大規模の農家が参入してきても、私どもが守って来ている集落機能になかなか参入してこないのではないかと、現に地区外から少し大きい農家が入ってきていますけど、集落での用排水路が水路と併用されていますけど、集落で年に何回か出て掃除をしますが、大規模農家が参入している人たちに相談しても忙しいからきださんと、お金をいくら払えばよかじゃ3千円や

1 番 委 員	はい
議 長	1 番委員
1 番 委 員	<p>皆さんが言われるのはもっともだと賛成しております、合併前から私は30アールにしたらどうかと何回も提言した方です。</p> <p>今60歳で定年になって退職金で田畑・農機具を買われた方もいらっしゃいます</p> <p>購入適格者かを審議に賭けて新規参入してもらい荒廃地を少しでも無くするような、施策を農業委員会も考えて行った方が良いと私は思います。</p>
1 5 番 委 員	はい
議 長	1 5 番委員
1 5 番 委 員	<p>先程私申し上げましたが、今までいろんな方が意見を述べられましたが、2, 3反に下げて飯を食がなっとやと意見もありますよ、ただ目先の事を考えては駄目ですよ、たとえば3反分に下げた人が1町分や5町分に成るかも知れんとですよ、私が今言いたいのは担い手がいないのですよ、遊休農地はどんどん増えて行く中であくまでも5反分と言う線にこだわって、あなたは駄目ですよと切る捨てるべきなのか、ある程度門戸を緩めて農業参入してもらい品目では良いのではないかと、たとえば水稲作では5反分ではどうも無理かもしれないが、園芸作ならどうかでするので5反分にこだわり続けて良いのだろうかと思っております。</p>
議 長	<p>下限面積を20アールにするか30アールにするかまだ決まっていますが、下限面積を下げれば農業参入はしやすく成りますよね、他に皆さん無いですか</p>
1 6 番 委 員	はい
議 長	1 6 番委員
1 6 番 委 員	10番委員と同じような意見を持っています、50アールをそのま

	<p>まに置いておりました、もし農業をやりたいと言う人がいた場合には、特別委員というものを5人から6人で設置して農業をやりたいと言う人と応対をしてみて、この人が農業に意欲があつて農業をやりたいかを判断して20アールでも30アールでも良いと思いますが、伊佐地区という事を考えれば、50アールを守って特例で考えれば。</p>
事務局	議長
議長	事務局
事務局	<p>毎年下限面積「別段の面積」の設定または修正の必要について審議することとなっておりますので、今年度も下限面積の設定について、ご審議をしていただいておりますが50アールで特例を設けると言う意見が多く出ていますが、特例措置はありませんので、30アールか40アールか50アールかを決めていただく事に成ります。</p>
10番委員	はい
議長	10番委員
10番委員	<p>特例が認められないとなれば50アールの下限面積で、今まで農業委員をしてきて、この50アールの下限面積で何年かやってきたのですが、ここ何年かで問題の事があったのか、いくらここで下限面積を40アールに下げたからと言って新規就農者が増えてくるのか。</p>
19番委員	はい
議長	19番委員
19番委員	<p>私の所は山間地が多くて迫田でそういう所は2反分購入して作ろうとしても5反分の下限面積があつて購入できないと、作ろうとしてもその人は作るだけで、他の人に頼もうとしても機械がようやくいく所の田んぼを守っている方もいらっしゃいます。</p> <p>そういうか方がたの為にも2反分位のしてもらえたら良いのではないかと思います。</p>

事務局	議長よろしいでしょうか
議長	事務局
事務局	経営基盤強化法の中に利用権設定がありますけど、農地法の中で伊佐市は下限面積5反分が決まっていますので、5反分未満の方は解除条件付きで設定をする、今皆さん言っているらっしゃる本当に農業をする事が出来ているかを見極める所がこの解除条件付き何です、なので最初から買うと言うのは、今の下限面積5反分がありますから無理なんのです、経営基盤の方で3反分設定をして農業をしてもらい、そこで見極めるとゆう事もあるかなと、その後に2反分、3反分を購入することもできます。
16番委員	はい
議長	16番委員
16番委員	今事務局が言われたのですが、本当に農業をする気があるのが、下限面積を下げで田んぼを買って転売をしたらもともとも無いのです、そうゆうのも出てくる可能性もあるのです、その辺は慎重にしないではいかんとですよね、解除条件付きの利用権設定をしてから購入してもらう方法が良いのじゃ。
10番委員	はい
議長	10番委員
10番委員	今事務局が言われた通り50アールの基準はそのままにして解除条件付きの利用権設定を認めると言う事ですから新規就農者はそういう方法で農業を始めて貰えばいいのじゃないですかね。
議長	今年度は現状のままで行くというのは同でしょうか せめて50アールは無かったら農業経営とは成らないので、50アールでも現在は成り立たないのですだから、そこはしっかり調査して今年は、50アールということで、決定するとゆうような方向で、きめとたらどうでしょうか。

議 長

(はいという声多数あり。)

伊佐市は、下限面積を現行のまま原則として、50アールとする、これで良いという方は、挙手を求めます。

(賛成多数)

議 長

賛成多数でございます。

議案第8号 農業委員会が定める別段の面積（下限面積）〔改正農地法第3条第2項第5号〕の決定については、伊佐市農業委員会が定める下限面積は、50アールとすることにいたします。

議 長

その他 事務局お願いします。

事 務 局

月例報告です。

最後のページになります。

4月分の月例報告です。

15日を中心に現地調査をやって頂きました。

本日18日が、第1回目の農業委員会の総会でございます。

25日が、4月の県の定例常任議員会議が鹿児島市でございます。

5月の行事予定ですが、15日を中心に現地調査をお願いします。

20日が、第2回目の農業委員会の総会になります。

26日が、5月の定例常任議員会議になります。

以上です。

事 務 局 長

これで、平成26年度第1回農業委員会総会を終ります。

姿勢を正してください。 一同礼。

終了時間 午前11時31分

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 **会 長**

伊佐市農業委員

3 番委員

伊佐市農業委員

4 番委員
